

## 後期帝制中国における法・社会・文化

### —アメリカと日本の研究者の対話

寺田 浩明

一九九六年九月二二日朝から二三日夕まで  
の丸三日間、鎌倉のKKR若宮を会場にし  
て、「後期帝制中国における法・社会・文化  
—アメリカと日本の研究者の対話 (Law,  
Society, and Culture in Late Imperial Chi-  
na: A Dialogue between American and Jap-  
anese Scholars)」へ付けられた中国法制史  
の会議が開かれた。会議は米国側の呼びかけ  
によって開催され、席上では唐澤靖彦、夫馬  
進、フィリップ・ホアン (Philip Huang),  
マシュー・ソマー (Matthew Sommer), 滋  
賀秀三、寺田浩明、アラドリー・リード (B.  
radley Reed), キャスリン・ベルンハルト  
(Kathryn Bernhardt), 岸本美緒の計九氏  
(報告順) が十編の報告を行い、また通訳を担  
当したリンダ・グローヴ (Linda Grove),  
佐々波智子両氏の他、森田成満、岩井茂樹、  
中村正人、佐立治人、青木敦、加藤雄三(年  
齢順)の各氏が傍聴者として討論に加わった  
(なお以下、名前と敬称とは全て省略に従う)。本

稿は「参加者（しかも英語の不自由な参加者）  
によるその会議概要の速報である。詳細な紹  
介と論点の分析は、後日また別の参加者によ  
って行われる。なお今回の会議提出ペーパー  
の大部分は、英語のものも含めて、今後数年  
以内に日本の学術雑誌に順次、訳出・掲載さ  
れる予定である。

この会議開催の機縁にして、また議論の焦  
点の一つが、台湾淡水庁新竹県・四川省巴  
県・順天府宝坻県の清代州県三档案の包括的  
な利用を基礎に、ホアンが一九九三年以来精  
力的に展開してきた清代民事司法システムの  
あり方についての次のような一連の議論があ  
ることには疑いがない。即ち、民間社会において  
は確かに調和を第一とする調停がなされてい  
た。しかし他面、一旦地方衙門に訴訟が提起  
され裁判決にまで至った場合は、地方官は成文  
法に基づいて一方の当事者の主張を全面的に  
支持する明確な判決を下していた。そこには  
妥協や融和の要素は例外的にしか現れない。

しかも清代司法システムの興味深い点は、上  
記の如き民間調停と官憲裁判、約めて言えば  
社会と国家との間にその両者が交錯する「第  
三の領域」が存在することである。と。それ  
に対して日本においては一九七四年以来、滋  
賀秀三によつて、清代官憲の行う民事的裁き  
は法に基づいて権利の存否を「判定」する裁  
き・我々の所謂「裁判」ではなく、その本質  
はむしろ「教諭的調停」であり、その限りで  
民間調停とも相似性を持つという主張が行わ  
れ、現在もその理解が広く共有されている。  
筆者は先に「清代民事司法論における『裁  
判』と『調停』——フィリップ・ホアン氏の  
近業に寄せて」(『中国史学』<sup>5</sup>、一九九五年)  
においてホアン所説を紹介し、またホアン・  
滋賀両説への疑点を提示したが、事実認識と  
理解枠組みの両面について対立とすれば違  
が錯綜する両説の関係については必ずしも十分  
な整理が及ばなかった。「アメリカと日本の  
研究者の対話」が求められる所以である。ホ

アン第二報告と滋賀・寺田・岸本の報告は、この論点を巡って繰り広げられた。またこの数年来、日米の双方において、官憲民事裁判の周辺に現れる訴状代作者・訴訟補助者（官憲史料では、当事者に訴訟を焚き付ける張本人「訟師・訟棍」として描かれる）の実態理解とその司法制度上の機能の問題が強く意識されてきた。日本においては民衆的な下層知識人の動きを追う中で夫馬が、米国においては民衆口承文化が文字化される一局面としての訴状という視角から唐澤がその問題に接近し、また米国にはそれ以外にも十九世紀の訴訟遅延・司法機能の麻痺との関連で、あるいは民国時期の律師制度の前史としてそれを扱う研究動向が存する。未解明の実態を明らかにするという点で日米の志向は大きく異なるが、他面その位置づけとなれば上記民事司法の性格論と無関係ではない。今回の唐澤・夫馬そしてホアン第一報告は、この領域の問題と関わる。

そして今回は日本側では対応する報告者が無かつたが、これまで米国よりもむしろ日本において分厚い研究史の蓄積がある幾つかの分野について、档案をはじめとする新たな史料や、また何よりも新たな視角によって、顕著な貢献を行う報告もなされた。ソマー・リード・ベルンハルトの報告はここに属する。日本側参加者は、創見に満ちたその伸びやかさに議論を心から楽しんだ。

一人のセッションは一時間半。事前に提出・郵送されたペーパー（ホアンの新著ゲラーレン分は別格としても、他の報告者もそれぞれに數十頁に及ぶペーパーを提出した）に基づきまず報告者が短い紹介を行い、予め指名された討論者（更に批判関係が明白な一部の報告にはつては、それに加えて回答者も指名された）が報告者に倍する時間のコメントを述べ、他の参加者からのコメントも含めて最後に報告者が応答するという形で行われ、しばしば予定の時間が超過した。討論においては（外文用語を用いれば）「極めて率直な」意見の交換が行われたが、他面、参加者相互の間では極めて和やかで親しみのある雰囲気が漂う気持ちの良い会合であった。

しかし勿論ここで個別セッション毎に多岐にわたった討議内容を逐一紹介する余裕は無い。また討議を通じて上記諸論点について（日・米あるいは日・日間で）何らかの統一的理解が導かれたということでもない。我々は率直に語り合いお互いの意見の異同の由つて來たる根拠と背景についてそれぞれに理解を深め合つたというのが、得られた取り敢えずの成果である。その穏りはまた別の仕方で後日現れよう。以下においては、限られた紙幅を専ら提出ペーパーの要旨紹介の為に費やし、読者諸兄にこの分野で今何が熱を込めて語られているのか、その一端を伝えることに努めることとした。報告順に紹介する。

◎唐澤「清代中国における訴状とその書き手」

訴状のあの文章は誰が書いたのか。制度は提訴者本人が原稿を作成するか、官許の代書が提訴者の口頭での訴えを文章化することを予定する。唐澤は官代書制度（特に代書の資質）と淡水新竹档案訴状現物に見える「自稿」等の記載の統計的分析を通して、まず訴状の八割が持ち込み原稿を基に作られたことを論証する。しかし提訴者自らが書写能力を持つケースがそれ程多いわけもない。それではその持ち込み原稿を書いたのは誰なのか。従来の議論はその書写主体として直ちに官憲が「訟師」として描くが如き奸智に満ちた人物像を想定しがちであった。しかし唐澤は、訴状の内容とその種本たる「訟師秘本」との対比を通じてその想定を批判する。大部分の訴状は訟師秘本に示される語彙と話法

決まり文句をつなぎ合わせただけのマンネリ化したものであり、大きめに語られる程の奸智も効果もない。むしろそれら文章の背後に層を想定することがふさわしく、訴状作成は彼らのアルバイトの一つであった。

### ◎夫馬「訟師から律師へ」

夫馬は、近代的な法律制度の導入を提唱する「大清刑事民事訴訟法草案」に対して、從来あれ程に訟師の害を非難して止まなかつた督撫層からさしたる異議が出なかつた原因是何かを問う。次の二点が論じられる。第一に、上層の訟師が行っていたことは当初から近代の法律に近い当事者援助機能であつた。従前の訟師に対する低評価の主な原因是、むしろそうした法律知識と批判能力のある人物が官憲裁判に関与すること（夫馬はそれを裁判の「公開性」と名付ける）を官憲が嫌つたことにこそある。第二に、「申報」上に見られる清末上海租界での英國型律師・状師の活動に対する知識人達の評価記事（律師が訟師へとまた訟師が律師へと読み替えられつつ次第に両者ともが肯定的に受け入れられて行く）や、涉外事件における中国官憲の律师利用状況を基に考えれば、政治体制の全体が「公開性」へと動く

中、清末段階において既に律师の持つ積極的役割について一定の新たな社会的合意が出来上がつてゐたと思われる。

### ◎ホアン『中国の民事司法——清代における表象と実践』第六章・七章。

ホアンはこの二章で、一八世紀から十九世紀前半までの巴県・宝坻県档案に見られる典型的展開と、十九世紀後半以降の淡水新竹档案に見られる典型的展開との間の大きな違い、簡単に言えば後者における訴訟遅延・司法の不機能現象に着目し、またそれとの関連で従前官吏からその訴訟遅延の原因を一手に仮託されてきた「訟師・衙蠹」像の再検討を行う。そして諸史料から復元された訴訟援助者の実像と書吏衙役の実務実態（特に実際に訴訟にかかる平均的コスト）を基礎に、一方では、当時の一般的司法実務が、普通の小農民が自己利益の実現の為に官憲法廷に提訴することを容易に受け入れるだけの制度的安定性を持っていたことが論じられ、また他方では、十九世紀後半の訴訟遅延・司法不機能の根本原因是（訟師・衙蠹の跳梁ではなく）そ

の特殊戸籍身分の廃止）の意義と効果を、中国における売春と性道德の歴史という（恐らく今まで誰も思いよりもしなかった）視点から捉え直す。そして確かに賤民解放令以前においては、不正規性交全般が「姦」として厳しく禁止されていてにもかかわらず、「娼」・樂戶身分の女については何故か姦は論じられず、また逆に彼女（及びその紐たる夫）達はそれを基礎に一つの生業として売春業を営み得た。良民と賤民とは異なる性道德が当てはめられた。ところが賤民解放令はそうした特殊身分をこの世界から消滅させた。売春は今や万民にとって犯罪行為となり、また逆に言えば同一の性道德が普遍的なものとして万民に押しつけられた。「娼」は今や身分に関連する名称ではなく罰せられるべき個人的生業名となり、また反対に「良」の側も身分ではなく個人の行状として論じられる。そして以後、性道德は身分との絡みではなく、むしろ普遍的な男・普遍的な女それぞれについての道徳として更に厳格化の道を歩む。

◎ホアン『中国の民事司法——清代における表象と実践』第一章・三章・四章・五章・八章。

ホアン著上掲部分は清代民事司法の全体的性格を論ずる。第一章は序論、三・五章は冒頭に紹介した既出論文をベースとする。ただ今回の著書・報告では、ホアンは自己の第一の関心が、彼ら同時代人・官憲が事態をどのように理解したかという次元と、当時の司法がでは実際にどの様に組み立てられ機能していたかという次元との間の区別と対比にあること、また官憲裁判論の力点も（法に基づく点の強調ではなく）自己の行う裁判を有徳な者の行う配慮に満ちた裁きと自己イメージした訴訟遅延の原因を無徳な健讼の民と証師・衙蠹に押しつけて止まない官憲の「表象 representation」に惑わされず、むしろ档案に示される客観的事実によって清代民事司法の「実践 practice」を明らかにするところにある点を強調する。第八章「官箴書のパースペクティブから」は、その視角から官箴書の言明と現実との対比を行う。

◎滋賀「清代の民事裁判について——批判への応答と過去の所説の整理と展開」。  
滋賀は、ホアンの「調停・裁判」理解およ

び寺田の挙げた遵依結状等を巡る論点に対して法概念的な整理と実証的批判を行い、また同時に王曲新『中国民事裁判研究』（日本評論社）を補助線しながら、自説について從来より一步踏み込んだ整理と提示を行う。次に枠組みが目新しい。ある体制がその体制なりに刑罰に問われようとする者に保障している手続き、正しい利益の保護・実現を求めて國家権力の判断・指示を得ようとする者に対して保障している最も正規の手続きを称して広義の「裁判」と呼ぶこととし、旧中国官憲の行う裁き、即ち公權的だが判決という絶対的手段を持たない（また持とうともしない）紛争処理方式も、それが旧中国国家の用意した最も正規の手続きであるという意味において、正面から「裁判」の一類型として位置づける。その上で旧中国型裁判と西洋型裁判とを、実体的と手続き的という正当化のあり方の違いとして整理し、またその対比を調停型・糾問型裁判モデルと判決型（判定型）裁判モデルとの対比という形で類型化・一般化する。

中国は権利社会だという議論と、清代民事司法は法に基づいて権利を保護するよう裁判ではなかつたという（相互に必ずしも整合しない）二つの議論の関係を問い合わせて從来ではおらず、民間秩序はむしろそうした主觀的利益主張同士の「押し合いへし合い」の画然と切り放された独自の制度的世界を形成することはおらず、民間秩序はむしろそうした主觀的利益主張同士の「押し合いへし合い」の事実的均衡状態・相互容認状態として存在した。紛争は何よりも一方の押しすぎ（欺庄）によってその事実的均衡が破綻した状態として捉えられ、またそれゆえ裁判もそうした欺壓の告発・懲戒とそれによって不当に押し込まれた状態（冤抑）の回復を基軸として組み立てられ、そして裁きは「公」・全体秩序を体現する地方官が（そうした利益主張の主觀性・非客觀性を逆手に取つて）当事者達がそれを言い立てる主張根拠を「私」として相対化する。「私欲を矯める」という構図の下で営まれていた。

◎寺田「権利と『冤抑』——清代聽訟世界の全体像」。  
寺田は、日本でこれまで行われてきた清代

◎リード「徵稅人と徵稅請負人——清朝における衙役と徵稅」。  
リードは、十九世紀後半の田畠檔案を素材

に、税糧徵収担当の衛役・糧役の実務を精査

し、領役・総役・散役といった彼ら内部の階

層構造、彼らが出会う税糧徵収実務上の困難

(担税者捕捉の困難・当事者による不払いそして暴

行・衛役に対する地方官の過酷な处罚と責任の押

しつけ)を論じ、当地に見える衛役による税

糧の一時立替払い(つまり包攬)慣行を、そ

うした状況の中、割当徵収額の未収による官

憲側からの懲戒处罚の危険と、強行取り立て

に対する人民側からの反発の危険との狭間に

置かれた末端衛役がとった対応方法として位

置づける。ついで衛役が後日当事者相手に立

替分の支払いを求めて起こした民事訴訟(巴

県档案にはその様な訴訟文書が数百件あるといふ)

に対して、多くの地方官達が包攬の法禁より

も税糧徵収上の便を重く見て衛役側の請求を

支持したこととを示し、包攬の実務慣行として

の定着の背景を論ずる。リードはこうした制

度外だが規則的な実務慣行の存立基礎の解明

を通して、衛役型の衛役観のみで行政実務を

論ることの限界を指摘し、また国家と社会

の接点として衛役を位置づけ直すことを提倡する。

◎ベルンハルト「娘の相続権——宋代は例外か?」。

家産に對して未婚女子も男子の半分の得分

權を持つのが法であるかに語る南宋期『清明

集』劉克荘判語や、戸絶家産の帰属について

他時代に比して女子優位な宋代法令をどう読

むかは、日本においては仁井田陞と滋賀の家

族法論争以来一種伝統的な争点となつてい

る。ベルンハルトは、主要には既知の事實に

ついての明晰な論理操作を通じて、仁井田・

イブリー(Patricia Ebrey)を批判し、また

滋賀をより一步進める仕方で、宋代戸絶法に

おける女子の地位の拡大は女子得分権につい

ての特定の理解の產物ではなく、むしろ財政

的関心から戸絶財産の國家帰属を図る諸施策

の副産物として見るべきこと、また劉克荘判

語等の示唆する女子分法については、そもそも

もその実体自体が一般的慣習としても國家法

として存在したとは考へたいことを示

す。そして最後に、戸絶財産に対する女子の

権利という点では明清期における死後立嗣の

一種の義務化と承継可能な血縁範囲の拡大

とともに存在したことは考へたいことを示

す。しかしそうした曖昧さは當時の人びと

が意識的に選択していたものもある。統治

者の関心は、整合的法体系の樹立や形式的規

定の画一的な実行にではなく、むしろそれら

への着目を意識的に排除して眼前の事態毎に

最善の結果・実質的な妥当性の実現を目指す

べきだが、反面それが女子の家産得分権についての原則的な変化の帰結ではない、つまり女子家産得分権をめぐる原理自体について

言つならば唐代から明清まで殆ど本質的な変

化は無かつたと結論する。

◎岸本「明清時代における『找価回贋』問題」

岸本は、明代後半から顯著に見え出す土地

の買戻し(回贋)や土地典賣後の代價の足

し前(找価)要求をめぐる紛争の実態と類型

を整理した後、明清期の諸法令の経時的分析

と各級裁判事例の幅広い検討を通じて次の諸

点を主張する。找価回贋慣行は、非人格的制

度によってではなく具体的個人間關係の網の目

によって権利が支えられるという当時の契約

秩序のあり方の派生物である。その生み出す

混乱と紛糾に対して官憲はこまめな対処を行

つたが、法令も裁判例も、必ずしも体系的な

整合性や統一的な方向性を持つものとは言い

難い。しかしそうした曖昧さは當時の人びと

が意識的に選択していたものもある。統治

者の関心は、整合的法体系の樹立や形式的規

定の画一的な実行にではなく、むしろそれら

への着目を意識的に排除して眼前の事態毎に

最善の結果・実質的な妥当性の実現を目指す

所があり、例えば「中」という言葉にそうし

た志向は良く現れている。

(てらだひろあき 東北大学法学部)